た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。	
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

［五～八　略］

九　合併特例法第十一条第一項及び改正前の合併新法第十七条第一項の規定による補正

第四十七条の規定を適用して算定した当該新市町村の基準財政需要額から同条の規定を適用しないで算定した当該新市町村の基準財政需要額を控除した額を各合併関係市町村ごとの人口によつて按分し、当該按分した額を各合併関係市町村ごとに当該合併関係市町村の人口に一・七四〇を乗じて得た数で除して得た率を用いて補正するものとする。

［十　略］

［4～6　略］

（合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法）

第五十条　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

［一～三　略］

三の二　改正後地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割の基準税額は、第三十三条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準税額を、当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額とする。

［四～七の七　略］

七の八　環境性能割交付金の基準額は、当該新市町村が指定都市である場合においては㈠及び㈡に定める額の合算額とし、当該新市町村が指定都市以外の市町村である場合においては㈠に定める額とする。

㈠　第三十八条の二に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る基準額のうち市町村道（地方税法第百四十三条第一項に規定する市町村道をいう。以下この号において同じ。）に係る額を市町村道の延長に係る額及び道路の面積に係る額に区分し、当該区分した額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積でそれぞれ按分した額の合算額。こ

た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、段階補正係数で除して得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。	
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

［五～八　同上］

九　合併特例法第十一条第一項及び改正前の合併新法第十七条第一項の規定による補正

第四十七条の規定を適用して算定した当該新市町村の基準財政需要額から同条の規定を適用しないで算定した当該新市町村の基準財政需要額を控除した額を各合併関係市町村ごとの人口によつて按分し、当該按分した額を各合併関係市町村ごとに当該合併関係市町村の人口に一・八三〇を乗じて得た数で除して得た率を用いて補正するものとする。

［十　同上］

［4～6　同上］

（合併関係市町村に係る基準財政収入額の算定方法）

第五十条　合併関係市町村に係る基準財政収入額は、次の各号に定めるところによつて算定した基準税額及び基準額の合算額とする。

［一～三　同上］

［新設］

［四～七の七　同上］

［新設］